

## ● 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分			労金の償却・引当基準				
区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)	区分単位	債務者単位		金額 (単位:百万円)	
対象債権	債権		対象債権	債権	金額		
定義	労働金庫の資産査定要領		定義	処理基準 分類	労働金庫の資産査定要領		
債務者区分			債務者区分				
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	267	破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	0	
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	-	
				非-II分類		267	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	1,445	実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	8	
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	11	
				非-II分類		1,425	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	3,792	破綻懸念先	III分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。	426	
				非-II分類		3,366	
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	5,161	要注意先	要管理債権	II分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	241
					非分類		
				要管理債権以外(注5)	II分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	4,920
要管理先以外の要注意先	非分類						
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	609,697	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	609,697	
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権	6,010	その他	-	引当は行わない。(注1)	6,010	

債権の区分(金融再生法に基づく報告・公表)			リスク管理債権の区分(労金法に基づく開示)			
区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)	区分単位	債権単位	金額 (単位:百万円)	
対象債権	総与信		対象債権	貸出金		
債権区分	定義		定義	労働金庫法施行規則第114条		
(注2)			(注4)			
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	267	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	267	
(注2)			(注4)			
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		1,445	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元金又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	1,442	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	3,792	延滞債権		3,766	
要管理債権(債権単位)	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金	230	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)	230
	貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	1	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く)	1
正常債権(注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	620,637	(注1)一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。 (注2)債引当基準と金融再生法の差(網かけ部分)は、直接償却額分です。 (注3)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。 (注4)金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。 (注5)要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。			